太宰管内志

肥前之六

松浦郡下

和書門 類 二九六ノ一 號 二ノ三 函 八 架 八二 冊

內閣文庫 和 書 類 二九六〇一 號 八二 冊 七 架

內閣文庫
番號 和 29601
冊數 82 （ 6 ）
函號 176 44

Kodak Gray Scale
© Kodak, 2007 TM: Kodak
colorchecker
x-rite
国立公文書館
National Archives of Japan

太宰管内志

肥前之六 松浦郡之下　筑前人伊藤常足編録

○志志伎神社

延喜式に松浦郡志志伎神社あり。志志伎ハ地名なり 其事ハ後にいふべし さて三代實録四巻に貞觀二年二月八日 肥前國ノ神階を進むる件 に授従五位下志々岐神従五位上。同書十九巻に貞觀十五年九月十六日授肥前國従五位上志々支神従四位下。同書廿九巻に貞觀十八年六月八日授肥前國従五位上志々岐神正五位下なとあり 此内四位と五位とのたがひありと聞ゆさだかなることいふべきなれば

神社啓蒙に松浦郡志々伎神社ハ神名帳頭注曰稚武王弟十

城別王也号下松浦明神 柳園随筆ニ志々伎神社ハ日本武尊の御子十城別王を祀る日本紀を考ふるに十城別王ハ御母を吉備穴戸媛と云吉備武彦の女なり御同母兄を武卯王と云讃岐綾君の始祖なり十城別王ハ伊豫別君の始祖なりとあり古事記にも武卯王のミを挙て此王なしさて景行天皇の熊襲を征玉ふ時此處に行宮を建て留て給ひし由風土記に見えたり大御孫王に座せバ是らに由ある事り此御社平戸島の西南の方五島に向ひたるを志々伎山といふ此山上に神社ありと云と見えたり。常足按ずるに風土記に三根郡漢部郷あり是をしかの武卯王に由ある事にもあらぬか。考ふべし豊後國弘安圖田帳にも肥前國御家人綾部小次郎道明云云と云事も見えたり

和漢三才圖會ニ 肥前國松浦郡 稚武王 仲哀天皇弟号田島神 為上松浦明神十城別王 同弟号志志伎神 為下松浦明神。志々伎神社舊記ニ年中行事十三ヶ度之事。一正月朔日朝拜中宮下宮二所在之。一御供上件社前備之職掌人列坐酒肴盛之。一同月中大般若経轉讀。仁王経講讀。一同月十五日御神樂初并鼓口開。一二月初中酉日御祭并十五番相撲會及八少女神樂又他所巫女等參勤之御供同前御厨屋願所為祭使參宮。一二季彼岸御神樂。一三月三日御節供御供同前。一五月五日御節供御供同前。一六月十五日御節供御供同前。一一夏九旬供花念誦。一九月九日御節供御供同前祭使同前及八少女神樂又他所巫女等參勤之。一十一月四ヶ度御祭相撲御供同前祭使同前八少女巫女同前。一此外為異國降伏大般若轉讀。仁王経講讀。一千巻觀音経讀誦之臨時御神樂百番。笠縣長日八曼陀羅。右云弘長四年二月十日當國廳宣併志

自支見在無實可令注進之由被下院宣畢可令注進申云云
正月六日院宣接所載神名帳之神社注文見在無實可令注
進云云同十五日國宣併以夜継日可令注進申云云被相副
之御注文併肥前國四座之内松浦郡二座田島社志自岐社
基肄郡一座荒穂社佐嘉郡一座与止日女社云云被載延喜
式神名帳之霊神也争可無御崇敬哉然間去弘安四年異船
襲来之間要害津々注多之先著松浦郡海辺之土最前一艘
於當社御前令漂倒畢是異賊退没之表示也自尓雖令伺著
所終不遂本意結句依暴風於當郡鷹島賊船令破滅畢併吾
神本誓之所致也世以無不成奇異之思然而宮司家秀者又

依為其身御家人於所々戰場所抽其忠也者當社霊験之子
細為奉注進粗言上如件弘安七年十一月十八日哥師安倍
人包中宮之師澄賢下宮之師海宗可祝部海宗綱大宮司源
秀家追言上此注進状今月十八日中書翌々廿日可清書之
由用意之處其夜夢想併八少女参勤齊相撲會又可書入也
且以之可為清書紙之由人来申云云与赤地錦於宗秀之間
令置之由見之夢覚畢當社大菩薩霊験如此於偽申奉始當
宮大菩薩凢日本國中大小神社御罰於宗秀可罷蒙之状如
件弘安七年十一月廿日大宮司源家秀なども見えありまさ
和漢三才図會に志自岐山在平戸領眞言寺領三百石と云
こともみえあれど三百石は例のおぼつかなきことなり

旧記の趣によれて上宮中宮下宮また大宮司其外社僧の坊もあまたありしと聞ゆるが今もさる事なりやさしば宮殿の事などいいまだ考へねば圖に志々岐山は平戸島の西南の極なり此山より入海をへだて東北に浦志自岐村大志自岐村あり志々岐山より平戸の城下へ八里あり志々岐山の北に近く高嶋と云そのほとり小島なり地理の事は聊志々岐山のくだりにもいふべし

○値嘉島（チカノシマ）

古事記上巻二柱神御子生坐件に云云故因此八島先所生謂大八島國然後還坐之時生吉備児島亦名謂建日方別次生小豆島亦名謂大野手上比賣次生大島亦名謂大多麻上流別自多至流以音次生女島亦名謂天一根訓天如天次生知訶島亦名謂天之忍男次生両児島亦名謂天両屋自吉備児島至天両屋島并六島　風土記に松浦郡値嘉島在郡西南之海中有烽家三所　昔者纏向日代宮御宇天皇巡幸之時在志式島之行宮御覧西海海中有島煙氣多覆勅遣陪従阿雲連百足令察之處有八十餘島就中二島島別有人第一島名小近土蜘蛛大耳居之第二島名大近土蜘蛛垂耳居之自餘之島並人不在於茲百足獲大耳等奏聞天皇勅且令誅殺時大耳等叩頭陳聞曰大耳等之罪實當極刑万被戮殺不足塞罪若降恩情得再生者奉造御贄恒貢御膳即取木皮

作長鮑鞭鮑短鮑陰鮑羽割鮑等之様献於御所於玆天皇垂
恩赦放更勅云此島雖遠猶見近可謂近島因曰値嘉（和名抄に松浦郡値嘉ハ知加とあり）島則有檳榔木蘭枝子木連子黒葛篁篠木綿荷莧
海則有蚫螺鯛鯖雑魚海藻海松雑海菜彼白水郎當於馬牛
或有一百餘近島或有八十餘近島西有泊船之停二處（一處名曰相子曰停應泊廿餘船一處名曰川原浦泊一十餘船）遣唐之使從此停発到美祢良久
之濟（即川原浦之西濟是也）從是発船指西渡之此島白水郎容貌似隼
人恒好騎射其言異俗人也天武天皇紀に四年九月三位麻
續王有罪云云一子流血鹿島六年（五月）戊辰新羅人阿飡朴刺破
徒人三口僧三人漂著於血鹿島（續紀十三巻に大宰大貳廣嗣を値嘉島にて捕ふることゝ見えたりそハ後に引出て委く考へつれバこゝにも省きつ）後紀（今本）十巻に弘仁四年肥
前國司今月四日解你基肄團校尉眞弓等厺二月二十九日
解你新羅一百十人駕五艘船著省（片刀水戸本ニハ小ニツクル）近島与土民相戰即打殺
九人捕獲一百人者續後紀五巻に承和三年七月辛巳大宰
府馳駅言今月二日遣唐使四船共進発畢是日大宰府馳駅
奏遣唐第一第四両船漂蕩却廻之状両船密封奏同共到来
甲申勅符大使藤原朝臣常嗣判官菅原善主等得今月六日
九日二道飛駅奏状具知漂廻共著肥前國也云云又第二第
三両船疑亦或廻著値嘉島涯畔可著船處為置仟候以倫
接援如有漂著亟以上奏（第二船ハ小野朝臣篁の船なり）同書六巻に承和

四年七月癸未太宰府馳傳言遣唐三ヶ舶共指松浦郡旻樂
埼発行第一第四舶忽遇逆風流著壹岐島第二舶左右方便
漂著値嘉島三代實録二十八巻ヲ貞観十八年三月九日参
議太宰權帥從三位在原朝臣行平起請云云其二事請合肥
前國松浦郡庇羅値嘉兩郷更建二郡号上近下近置値嘉島
曰撿案内元有九國三島至于天長元年停多褹島隷大隅國
是只貢百領鹿皮貫三万六千餘束稲之故也今件二郷地勢
曠遠戸口殷阜又土産所出物多奇異而徒委郡司次令聚斂
波〔彼カ〕上之民猒私求之苛切欲貢輸於公家惣是國司難巡撿郷
長少權勢之所致也加之地居海中境隣異俗大唐新羅人来
者本朝人唐使等莫不経此島府頭人民申云去貞観十一年
新羅人掠奪貢船絹綿等其賊同経件島来以此観之此地是
當國樞轄之地宜擇令長以慎防禦又去年或人民等申云唐
人等必先到件島多採香藥以加貨物不令此間人民観其物
又其海濵多奇石或鍛練得銀或琢磨似玉唐人等好取其石
不曉土人以此言之不委以其人之弊大都皆如此者也望請
合件二郷更建二郡号上近下近便為値嘉島新置島司郡領
任土貢但其俸料挙定正税公廨之间令兼任肥前國權官於
是公卿奏議曰臣聞聖人濟世以使物為先明王馭民以制宜
為貴今行平所請上件二條漸欲省風浪運漕之費存封疆任

上之覲有以祥矣臣等伏以商量営水田充年糧事頗弁仍舊
謀合權宜請試許二年先明息耗合両卿号一島事苟謂利公
豈期膠柱請随其所陳将以改置謹録事状聽天裁奏可。後一
條入道関白のうたに 此哥は肥豈名蹟考證に引けるを其まゝに引出あり何に出ある哥にやいまだ委くは考へず
面影の先だつ月に音を添て別は近の島でりかしれ
ねをそへてのねとは涙をりふなるべしさて此関白は近島に配流せしれある人ときこえたりおかじ
人の哥に
白波の懸まる山を見渡せど近の島にも有ぬなりけり
拾芥抄に本朝四方隅追儺祭文云追疫鬼云東方陸奥西方

逮値嘉肥前島云など見えあり。さて肥豈勝跡考證に智可島即
値嘉也在郡西南海中去平戸二十許里。古事記傳五巻に値
嘉島は今の五島平戸などの島々を総云なるべし其故は
此島歴史にも見えて三代實録の趣も大なる島と聞え在
處もよく叶ひ風土記に數多くあるよしいへるもよくかな
へればなり五島平戸は肥前國西北の海より西方へ遥に
連て多くの島々あり今も松浦郡に屬て 風土記の説をもて考ふまで平戸と近島とは上代より異なる島の如くも思はるれどなかいよしへ古事記傳れ説のごとくまでありあしも
柳園随筆に近島の海蛇鰒多し海人皆男子にして好く潜
き此郡海人事は魏志倭人傳に末盧國有四千餘戸濱山海

居草木茂盛行不見前人好捕魚鰒水無浅深皆沉没取之な
ど見えあり取つけて小近宇久島のあたり海人多く鰒を
とる事なりとあてなれ此島の内の島々處々の事は次の
件どもに委く云るを考ふべし

○庇羅郷

後紀十三巻延暦廿四年七月癸未太宰府言遣唐使第三船
今月四日發自肥前國松浦郡庇良島指遠値嘉島忽遭南風
漂着孤島船居巖間塗水盈溢判官正六位上三棟朝臣今嗣
等脱身就岸官私雜物不遑下收射手數人留在船上纜絶船
流不知何去者勅使命以國信為重船物須人力乃全而今不
顧公途偏求苟存泛船無人何以能濟奉使之道豈其然乎宜
加科責以峻懲沮三代實録二十八巻に肥前國松浦郡庇羅
値嘉両郷云云和名抄に松浦郡庇羅などあり名義は島形
の平なるなどにて負せたるべしさて古事記傳に後に平
戸と云はかの庇羅郷より出たるべし三代實録の文によ
るに庇羅は値嘉島にある郷なり柳園随筆に和名抄に松
浦郡庇羅とあるは今の平戸を云なるべし云云など見え
たり常足按ずるに庇羅郷は今の平戸の名より起れるか又
庇羅をえにて平戸と云か本末さだかに知りがたけれど郷
名と定まりての後は平戸一島のことにもあらじまれある

その小島までにもいはるゝ名なれど平戸は聊異なるやう
なり故に平戸の事は別件に挙たり。延喜式に肥前國庇羅
馬牧とあるを又別に挙がたり合考ふべし 風土記の趣小近と云は志式島と
は別なるが如くなれども古事記傳にも見え又上にも聊
云へるが如く小近と云は志式島をもはじめあまたの島
島どもある小島の内にわたるといへりされども師の考も
又證なきにあらねど小近島は別件に引出ていへり

○志式島

風土記に昔者纒向日代宮御宇天皇巡幸之時在二志式島之
行宮一御二覧西海一云々とあり。志式は志志伎とよむべし 則此島に
志々岐神社あり 名義いまだ考へず おひていへど茂木の意にてもあらむか魏志倭人傳に末
盧国有二四千餘戸一濱二山海一居。草木茂盛。行不レ見二前人一好捕二魚鰒一など有り 延喜式に松浦郡志志伎神

社とあるは此島の山上に座せるに因て志式を御名にも負
せるなりと聞ゆ。圖書編二百廿三巻に日本國の圖に志岐平
戸津とある志岐も此島の事と聞ゆ。又海路記に平戸島の
南崎牛首の沖より西に見ゆるを志々伎山といふ。元禄図に松浦
郡大志自岐村浦志自岐村あり 又五龍山と云も此山の事なりといへり
と見えたり 五竜山事は別件にいふべし 和漢三才圖會に肥前國志自岐
山在二平戸領一 真言宗 寺領三百石。安満嶽在二同處一 真言宗 寺領二百
石。筑前國志摩郡今津浦壽福寺古文書に法性國之御有持
天神摩訶多國之大王天照大神溪誕國之御鎮守権現。権現
者七歳之御時与二日本塩之境五島にて浄王會之觀音と現

し給ふ成從其平戸之郡康滿岳之主持之權現自其肥前之
國後藤山之ミちやう黒上法身權現是成なれりいふさ
大明神と現し又其よりいふ弘安三年正月とあり。海路記
に河内此處昔ハ阿蘭陀舟著しと云此所の上の高山を安
滿岳と云是平戸島第一の高山也妙理權現座まし養老元
年に越前泰澄法師加賀白山を開き同二年に此山をも開
けるとも云など見えたり

○生屬島

續後紀八巻に承和十八年八月癸酉太宰府飛駅上奏云云
知遣唐大使藤原常嗣朝臣等率七隻船廻著肥前國松浦郡
生屬島。延喜式に肥前國生屬馬牧。また海東諸國記に源義
丁亥年遣使來賀觀音現像書稱肥前州下松浦一岐津崎太
守源義有麾下兵など見えたり 太平記十四巻建武二年義貞九州下向件に伊木津志
と云姓の見えたる志ハ支の誤りとし誤にあしぞとられうしによしある事なるべし 生屬ハ伊吉都岐
とよむべし。名義ハ息突の意か。地圖を按ずるに平戸島の
西北に生月島あり 図に生月ハ平戸の城下よりハ西にあり長さ三里十六町横十七町

○鹿島

延喜式に肥前國鹿島馬牧あり。鹿島ハ加志麻とよむべし。
名義ハまづ考へず 和名抄六巻に常陸國鹿島郡鹿島。また松浦また同國那珂郡鹿島。などあり由
ある事などにハあらざるにや。東鑑十巻に賀島藏人次郎。
又鹿島六郎。などあるハこのかしまなるぞありぬる

さて此島ハ元禄圖ニ松浦郡平戸領ニ獅子村あり是か。又思ふニ藤津郡嘉島郷嘉島村あり是ニてもあらむか。藤津郡嘉島ハ塩田より一里東南ニて鍋島和泉守の居處ニて二万石の地なりされども延喜式ニ松浦郡ノ地名どもを挙ケたる處につゞけれバ此郡ニもさる地名ありしにやなほよく考ふべし

○庇羅馬牧

延喜式ニ肥前國庇羅馬牧あり。いまだ詳ならじ。九州圖を按ずるニ五島の東ニ近く平島江島とてある是なるべし。元禄圖ニ松浦郡平野村とあるも是ニあらぬか又只ニ庇羅郷ノ内ニある馬牧と云事なるかなかくもしくりむか（ふべし 一図ニ黒川村の西の海中ニ近く一島あり長一里半横十二町二十間平野村（里村）。福島村と云。（三）村ノ内是ニて）とあらじ

○大島

海東諸國記ニ（日本國西海道九州之図）小豆大島指岐毛都伊浦ニまします源貞丁亥年遣使来賀観音現像書称肥前州下松浦大島太守源朝臣貞居大島有麾下兵とあり（宮崎ノ宮観應二年ノ古文書ニ松浦小豆弥五郎大島三郎左衛門尉と云人みえしなり此島を領ドとりし人なるべし）大島ハ於保志麻とよむべし（岐毛都伊ハ薩摩の肝属を云か。又ハ一岐ノ島のモトイノしウラをりふか。こしろえバさきかきざまなり尚考ふべし）小豆ハ阿豆支とよむべし。名義いまだ考へじ。さて日本輿

地圖九州圖等に平戸島の北に大島あり。日本汐路記に名護屋より平戸までの間にあづさの大島あり此島より平戸へ三里。元禄圖に松浦郡大嶌村あり大嶋ありたく島の東にしてむく島の西なり此嶋の内に西のはしにあづさ村あり。道中行程細見記にも平戸北三里にアヅキノ大島と云るを載て生月西に又大島を挙たり西なるは誤なるべし。さて唐津の沖に大島と云も有れど諸國記すと下松浦とあれば平戸方なる事まぎれ無りしぞ 古事記上巻に云次生小豆島亦名謂大野手比賣次生大島亦名謂大多麻流別次生女島亦名謂天一根次生知訶島云云とあるも大島も小豆島も女島知訶島につらねあげたれば此處の島々をいへるならむかとも思ひつりしかどかの記に云る小豆島などいかなれ今讃岐国の内にうつさる小豆島の事なるべし

○多久島

海東諸國記に源宗傳戊子年遣使来朝書称肥前州上松浦多久豊前守源宗傳以宗負國請接待居多久有麾下兵とあり。鎮西要記に肥前國住人多久弥太郎云云とあり。多久の名義は楮樹などに因て負せつるか 出雲風土記に島根郡多久島あり。万葉集七巻に未通女等之織機上乎真櫛用掻上栲島波間従所見しとあるは出雲なるをよめりといへり さて日本輿地圖九州圖等に平戸島の北に多久島あり是なるべし 上松浦とある上に島と云事もなけれどなかなか別に多久と云處あるなるむか 元禄圖に松浦郡多久島あり長廿三町横六町四十間 平戸領なり 重て按ずるに

元禄圖に小城郡多久郷上多久村中多久村下多久村あり
是り。（風土記に云しある杵島郡孃子山も今は小城郡多久郷の内なりけり）

○平戸島

元亨釈書〔 〕巻釈栄西傳に云云乗楊三綱船著平戸島葦浦
とあり。登壇必究二十二巻日本國圖に肥前州平戸津あり。
平戸は比羅杼とよむべし。名義は柳園随筆に平戸は和名
抄松浦郡庇羅郷是なるべし。戸とは田平の方と島との間
に海門あるに因て平戸とは云なるべしとあり（葦浦の事は別件にいふべし）さて元史百五十四巻に（俊奇傳）に十一年又命監造戦船
経營日本國事八月授東征右副都元帥与都元帥忽敦等領
舟師二万渡海征日本抜對馬一岐宜蠻等島十七年授龍虎
衛上将軍征東行省右丞十八年与右丞欣都将舟師四万由
高麗金州合浦以進時右丞范文虎等将兵十万由慶元定海
等處渡海期至日本一岐平戸等島合兵登岸兵未交秋八月
風壊舟而還。同書二百八巻（日本傳）に至元十八年正月命日本
行省右丞相阿剌罕右丞范文虎及忻都洪茶丘等率十万人
征日本二月諸将陛辞。又為風水不便再議定會於一岐島今
年三月有日本船為風水漂至者令其水工畫地圖因見近太
宰府西有平戸島者周圍皆水可屯軍船考ふべし六月阿剌
罕以病不能行命阿塔海代総軍事八月諸将未見敵喪全師

以還。乃言至日本欲攻太宰府暴風破舟。猶欲議戦万戸厲德
彪招討王國佐水手総管陸文政等不聽節制輙逃去。本省載
餘軍至合浦散遣還郷里未幾敗卒于閭晩帰言。官軍六月入
海七月至平壷島移五龍山八月一日風破舟五日文虎等諸
将各自擇堅好船乗之棄士卒十餘万于山下衆議推張百戸
者為主帥号之曰張総管聽其約束方伐木作舟欲還七日日
本人来戦。盡死。餘二三万為其虜去。九日至八角島盡殺蒙古
高麗漢人謂新附軍為唐人不殺而奴之閭輩是也蓋行省官
議事不相下故皆棄軍久之莫青与呉万五者亦逃還。十万之
衆得還者三人耳。同書俊奇ヵ傳ニ領舟師二万渡海征日本抜一岐宜蘊等島まし〻五雜俎ニ元之盛時外

夷朝貢者千餘國可謂窮天極地罔不賓服而惟日本崛強不臣阿剌罕等卒師十万往征得返者三人耳なりと此事ハ八幡
愚童訓又太平記其外州国のふミどもにもあまたに見えて筑前志一巻肥前志二巻五龍山件又壹岐志對馬志の
上巻どもにしるされたるが如し　海東諸國記ニ源義丙子年始遣使来朝
書称肥前州平戸寓鎮肥前太守源義受圖書約歳遣一船少
弼弘弟有麾下兵居平戸源豊久辛卯年遣使来朝書称平戸
寓鎮肥州太守源豊久先父義松己丑春逝去又送義松所受圖
書而請受新圖書今乃終送ルまし〻筑前州ノ件ニ嘉吉九年辛酉大臣赤松作乱國王徴兵諸州小
二殿不至国王令大内殿討之嘉頼兵敗奔肥前州平戸源義所居尋投對馬島云云　九刕記ニ永禄十
一年五月龍造寺隆信ハ平戸ノ守護松浦民部大輔を旗下ニ
せんとて彼地ニ押向ふ民部大輔此事を聞て大友家ニ加

勢をたのみけれど大友より同國波多尾張守筑前國小田部大
鶴等平戸に指向ふべしと催促あり隆信此事を聞て加勢
の来らぬ先に松浦を攻落さんとて永禄十一年四月廿
九日に松浦が領内に働く松浦堪兼て伊万里と云所に打
て出散々に攻戦ふ同國唐津城主波多尾張守は兼て松浦
方にて有けるが俄に野心を起して龍造寺に与力しける
間松浦忽ちに打負て漸に小舟に取乗て平戸城に引籠る隆信
續て寄そへりしを迫門を渡るべきに舟なくして延引に
云云後に松浦も竜造寺が勢にかなはず伊万里千町を隆信
に指出して旗下となる。筑後地鑑に尋草野系圖里老曰其

先奥刕栗屋川城主安倍宗任配流肥前松浦郷其末葉頼朝
公於筑後賜山本御井御原之内三千町城于草野庄吉木村
故号草野太郎永平永平二十五代後胤号長門守貽貞貽貞
子右衛門督鎮平鎮平子播千代丸也永平之兄同時賜松浦
郷松浦郷令領知苗裔今之松浦黨是也とあり常足按ずるに東鑑に早
く草野次郎大夫とあれど筑後の草野は永平の姓なりうつりたる地名の如くに聞ゆ圖書編五十巻
日本國序に云云其北為肥前云云肥前西縣海為平戸東西海面十里西北至博
多海面四百五十里平戸之西為五嶌云云圖書編の圖に平戸名飛蘭ひらと
嶋など見えあり。又和漢三才圖會八十巻に肥前國平戸南
北長十里余。北至壹岐國海上十三里。艮至名古屋十二里。巳

方至長崎三十五里。西至宇久島海上七里余。武鑑ニ松浦壹岐守 柳間朝散大夫 六万千七百石。居城肥前松浦郡平戸 江戸より海陸三百十九里。内大坂より海上百八十四里 當國平戸并壹岐國差出之高松浦氏代代領之なれどもあり。又扶桑紀勝五巻ニ紅毛船ハ慶長十六年初て松浦郡平戸ニ来たりしより毎年ニたえざるを寛永十四年高来郡島原ノ賊篭城しける時松平伊豆守信綱代官として下リ給ヒけるが島原落城の後舟より平戸ニ渡リて阿蘭陀の居所を見らるゝニ塁高くして其構甚堅固なりされども是も亦賊兵の要害と成む事を計リて塁を焼拂ひて其人を彼杵郡長崎ニ移さる寛永十七年七月阿蘭陀初て長崎ニ来たる是より平戸ニて来たりしが 阿蘭陀平戸ニ来たりし比まではハ 町ニ出て日本人ニ交て又居塁も平戸の町つゞきニありて紅毛人の仕置ハ松浦ノ啟是をつかさどり町奉行并ニ四人の町年寄有て是を行ふ。又同書ニ肥前の九十九島ハ平戸より六七里ニして長崎との間の海中ニあり一處ニ百余ノ小島あり其間大小遠近疎密あり俗ニ九十九島といへども不多しといふ其美景奥州の松島ニおとらずと云長崎ニゆくニ此島の外をとおれどもえしば内をとおれども見えず。倭本草ニ白魚ハ周武王の船ニ入るものなり長崎の海ニもヒウヲと云ものあり肥後及肥前平戸ニてハクマとキと云長二尺余あり鱗白く其形状似鱸魚但口尖肉味亦鱸ニ似て淡美なり膾とすべく糟ニ藏すべし或曰是を白魚とすべし

○小近島（ヲヂカノ）

風土記ニ松浦郡値嘉島 在郡西南之海中有烽家三所 云云有八十餘島就中二島々別有人第一島名小近土蜘蛛大耳居之とあり。小

近ハ表知加とよむべし　名義ハ島形のちひさきに因て大近にむかへて小近とハ云るなり
後紀十一巻に弘仁四年三月辛未太宰府言。肥前國司今月
四日解你。基肄團校尉真弓等去二月二十九日解你。新羅一
百十人駕五艘船着小近島　印本省近とあり今水戸本によりて小近とあらたむ　与土
民相戰即打殺九人捕獲一百一人者。郡書類聚廿五巻鏡宮
本緑に廣継　遂吹着小値嘉島。柳園随筆に小近島ハ今
平戸の西北に有て今も小智賀と唱へて平戸領なり　九州図に五島東島の内にヲチカと云うのありさて常足が按にそヲチカハ平戸島志式島其外近辺の島々にわたれる名なるべくおもはるゝ上件どもに云るが如し重て按ずるに上松浦に値加河内村値賀村なども元禄図にみえしあれバるべしされども地理ノ事ハいまだ委くも考へえずなし

智可能岬　印本岫とあり誤ならんか近ノ浦同所なるべし
万葉集五巻に贈大唐大使卿記室好去好来歌一首并短歌
天平五年三月一日良宅對面献三日謹上　山上憶良　此詞書流布ノ本ハ歌ノ後に挙ケあり今ハ拾穂本によれり
神代欲理云傳介良久虚見通倭國者皇神能伊都久志
吉國言霊能佐吉播布國等加多利継伊比都賀比計理
今世能人母許等期等目前尓見在知在人佐播爾満弖
播阿礼等母高光日御朝庭神奈我良愛能盛尓天下奏
多麻比志家子等撰多麻比天勅旨　又云大命　戴持弖唐能遠
境爾都加播佐礼麻加利伊麻勢宇奈原能辺尓母奥尓
母神豆麻利宇志播吉伊麻須諸能大御神等船舳尓　又云

布奈能閉尓道引麻志遠天地能大御神等倭大國霊久堅能
阿麻能見虚喩阿麻賀氣利見渡多麻比事了還日者又
更大御神等船舳尓御手打掛弖墨縄袁播倍多留期等
久阿庭可遠志智可能岫欲利大伴御津濵備尓多太泊
尓美船播将泊都都美無久佐伎久伊麻志弖速帰坐勢
とあり遠は写誤なるか重て考ふべし岫は岬の誤にて佐支なる
を又えうり岫にて久支とよみて崎の意にもあるにやなるか考ふべしさて是は遣唐使な
どの船泊の湊なれど美祢良久埼を云りいまだ委くも考
へず・元禄圖に値加河内村又値賀村などみえしかれど是は
上松浦と聞ゆるまで別なるかなほ考ふべし

◎近浦

群書類聚廿五巻に松浦廟本縁起云云即遁去肥前國松浦
郡値加浦乗龍駒遥欲移隣朝向馬於海上不敢進後拾遺和
哥集に道信朝臣

近浦に浪寄せ掛るうゝちして干間無ても暮しつる哉

名寄に藤原家隆

暁の近浦風音さえて友なし千鳥なきになくなり

新六帖に知家

近浦にやく塩烟春は又ひとつ霞と成にけるかれ

夫木集に寂蓮

都思ふ夢路ハ志ぞし友千鳥声ハ枕ニ近のうらかぜ
なしあり（又名寄ニ家隆もろこしも近のうらこの夜の夢／おもはぬうらぞとまり舟人・また新後拾遺集ニ）
（師長・かひなしやみるめをかりをちぶりすてなみそでぬ／らしちかのうらかな・などもありなかなるべし見出ある）
（むそりニ／神ふべし）又八雲御抄ニちかの浦肥前・名處方角抄ニ肥前
國近浦ハ上松浦ニあり・元禄圖ニ松浦郡値賀村あり此う
ちなるべしさらバ風土記ニいへる小近島のうらなるべ
しなかなよく考ふべし

○葦浦（アシノ）

元亨釈書[冊]巻ニ釈栄西云云乗揚三綱船著平戸島葦浦ニ
あり・葦浦ハ阿志乃宇良とよむべし・葦の多く生あるなど
よて負せたる名なるべし（葦屋・葦津・葦田・葦守・葦北・／など世ニ多き地名なり）さて九
州圖ニ五島の内ニアシノウラあり（田ノ浦の南／ニあり）また元禄圖
を按ずるニ芦ノ浦と云そのあらしぞ名のりもなるかされ
するすくもあるべし

○橘浦

續紀三十五巻ニ寶亀七年十月乙未遣唐使第三船到泊肥
前國松浦郡橘浦判官勅旨大丞正六位上兼下総權介小野
朝臣滋野上奏言云云九月九日臣船得正南風發船入海行
己三日忽遭逆風船著沙上損壊處多竭力修造・今月十六日
船僅得浮便即入海三十三日到肥前國松浦郡橘浦但今唐

容随臣入朝郡書類聚廿五巻松浦廟本縁云云遂吹著小値嘉嶋還来松浦橘浦云云とあり。橘浦は多知波奈乃宇良と訓べし。橘樹に由ありて負せる名なるべし。さて日本輿地圖にまつら路程全圖に田平と長坂との間に立花と云處あり是なるべし 海を隔て平戸に向へり是は二の巻に挙ぐべかりしを誤て此巻に引出つかさねてあつゝもりでし

旻樂埼（ミミラクノサキ）

風土記 値嘉島ノ件 に西有泊船之停二處遣唐之使從此停發到美祢良久之濟云云。万葉集十六巻に云云右以神亀年中太宰府差筑前國宗像郡之百姓宗像部津麻呂充對馬送粮舶柂師也于時津麻呂詣於滓屋（カスヤ）郡志賀（シカ）村白水郎（アマ）荒雄（アラヲ）之許語曰僕有小事若疑不許歟荒雄答曰走雖異郡同船日久志篤兄弟在於殉死豈復辭哉。津麻呂曰府官差僕充對馬送粮舶柂師容歯衰老不堪海路故来祗候願垂相賛（替カ）矣於是荒雄許諾遂從彼事自肥前國松浦縣美祢良久埼發舶直射對馬渡海登時忽天暗冥。暴風交雨。竟無順風沉没海中焉因斯妻子等不勝犢慕裁作此歌或云筑前國守山上憶良臣悲感妻子之傷述志而作此歌。續後紀六巻に承和四年七月癸未太宰府馳傳云遣唐三ヶ舶共指松浦郡旻樂埼 此遣唐使ノ事ハ値嘉島ノ件にも引出あり などみえたり。さて旻樂は美々良久と訓べし 旻ノ音ハ美無なるを美々

に借りたるとのなり さて此地名上に引るが如く美祢良久とも美々良久とも唱へしと聞ゆ 祢と美と音ちかし 名義はまだ考へず。さて

名寄に俊頼のうた

みゝらくの我日の本の島ならばけふも御かげに逢まし物を

扶桑紀勝にいはく昔呉国にかけてと云俊頼の哥よりも異知につける趣にあり。今はみゝらくを音便に唱へてミイラクとよぶといへり 九州図に五島深江の西海中に三井楽あり師云旻楽埼は五島深江の沖にありさて深江は五島の西南なるが此辺の海人ども沖に出て縄を延て諸魚をとる其縄ふる網代は唐土の南海普陀山を見出る所にして其漁をする處なりと語りといふなる高山にもせよ遥に見ゆる地なればむかしも其遠さ思ひやらるべし 扶桑紀勝に云ミミラク今はミラクと云昔は此島に人死して三年にして再生す故に俊頼の哥に云云とあるはしある人いへり

○長野村

續紀十三巻に天平十二年十月云云丙戌大将軍東人等言進士无位安倍朝臣黒麻呂以今月二十三日丙子捕獲賊廣嗣於松浦郡値嘉島長野村詔曰今覧十月二十九日奏知捕得逆賊廣嗣其罪顕露不在可疑宜依法處決然後奏聞云云とあり 此事は豊前志板櫃河ノ件又肥前志板櫃神社ノ件に引出る事どもも考合すべし 長野は奈加乃と訓べし 和名抄に筑前国怡土郡長野は奈加乃なれど其外にも多し 名義は廣き野などにて負せたるべし。元禄圖に松浦郡長野村あり。値嘉島

の内なるかいまだ委くし考へばされど此長野ハ平戸の内なりしむかとちかしこ
こし由しあれど五島の内にして別に長野と云所を尋ぬべきか。

○色都島(シツシマ)

續紀十三巻に天平十二年　月戊子大将軍東人等言以今
月一日於肥前國松浦郡斬廣嗣綱手已訖菅成已下從人已
上及僧二人者禁止(其ノ字落タルカ)身置太宰府其歴名如別又以今月三日
差軍曹海犬養五百依発遣令迎逆人廣嗣之従三田兄人等
二十餘人申云廣嗣之船従知駕島発得東風往四ケ日行見
島船上人云是耽羅島也于時東風猶扇船留海中不肯進行
漂蕩已経一日一夜而西風卒起更吹還船於是廣嗣自捧駅鈴
一口云我是大忠臣也神霊弃我哉乞頼神力風波暫静以鈴
投海然猶風波弥甚遂着等保知駕(トホチカ)色都島(シツシマ)矣廣嗣式部卿馬
養之第一子也しあり。色都島ハ志豆志麻とよむべし。名義
いまだ考へず武備志に肥前世子とあるハ是といひ別か考ふべし、さて。孝徳紀通證に神島ハ志登知釈同聖武紀著等保知駕色都島矣とも見えあれどうしろえだし色都島いまだ詳ならねば元
禄圖に五島のうちに獅子村あり是シツをシヽに唱へひ
がめるにはあらぬかやなほ考ふべし

○川原浦

風土記値嘉島ノ件に西有泊船之停二處一處名曰相子田停應泊廿餘船一處名曰川原浦
泊一十餘船遣唐之使従此停発到美祢良久之濟即川原浦之西濟是也と

あて川原は加波良とよむべし名義は近辺に川のある處
にて負せたるべし。さて川原浦と云名元禄圖などにも見
えず其外のものにもをさをさ見えることなけれど委く
考へがたくなむ

○合蚕田浦

續紀三十四巻に寶亀七年閏八月庚寅先是遣唐使船到肥
前國松浦郡合蚕田浦積月餘日不得信風既入秋節弥違
水候乃引還於博多大津奏上曰今既入於秋節逆風日扇臣
等望待来年夏月庶得渡海とあり。合蚕は阿比古とよむべ
し田浦は多乃宇良とよむべし風土記に一處名曰相子曰
停應泊廿餘船とあるも曰は田の誤にて是も阿比古能多
乃宇良とよむべきか 停ハトマリとよむ字なれどもタノトマリとよむべきかされども田停と
云事も何とかやきこえつかぬこゝちすれどアヒコタノトマリと上よりつゞけよむべきさしが只に田浦とよぶ
所とは別なるべし田浦の事は別件によりぬ名義はまづ考へがたし 網子よりうつれる名にてもあら
むか青柳大人云五島の内に相子浦と云處あり。元禄圖に松
浦郡相神浦村とあるは是とは別か方角の事はまづ考
へだし くさ添て委しく考ふべし

○田浦

空海廣傳に肥前國松浦田浦云云 此書はいつの比にいかなる人の造れるにや常
足りなし、元本を見ざ今物に引出あるをそのまゝに引出つなれば重て考ふべし 圖書編五十巻に

肥前州達奴烏刺などあり名義は田に由ありて負せしなる
づし。九州圖を按ずる五島深江の東北に田浦あり上に云る
相子の内の田浦か元より相子浦といい別處なるにや元禄圖に松浦郡田浦村あて古
きふミにもえし又かしこ人もよくしる處なれどもろこし
に通ふ船の泊る處と聞えたり

○五島

海東諸國記に肥前州源貞丁亥年遣使来賀觀音現像書称五島大守源貞居五島源管下徹者。圖書編五十巻日本國序に平戸之西為五島五山懸海相錯而生其中其奥可泊乃日本西境之盡處也過此西行連五六日四望無山直抵陳銭壁下此島与薩摩相去一千五百里与肥前相去四百三十里与平戸相去二百五十里五島至山口必由平戸

経過其奥為乃路為倭齊家為衣屋奴密為逼記為達奴烏喇為烏苦為詰哈嗟云云其貢使之来必由博多開洋歴五島而入中國因造舟水手倶在博多故也貢舶回則径收長門因抽分司官在焉故也若其入寇則随風所之東北風猛則由薩摩或由五島至大小琉球而視風之變遷北多則犯廣東東多則犯福建云云若正東風猛則必由五島歴天堂官渡水而視風之變遷云云若在五島開洋而南風方猛則趨遼陽趨天津云云本朝初由大小琉球迂繞福建至浙近乃発五島由八山霍山直對寧波不五日夜必至浙発則無時云云毎歳倭船入寇五島開洋東北風五六晝夜至陳銭（壁ノ字落タルカ）下八分艅以犯重浙直隷云云。武備志二百三十巻日本考ヲ嘉靖三

十五年云云其明年誅王直王直者徽人也嘯逋海上號召諸夷治大舶巣五島中奸商澉葉宗滿謝和王清溪等共集衆与相署置倭之来皆直等導之宗憲欲招之乃迎其母妻至杭供具犒慰甚厚 此文のつゞきゝ而先是鄞諸生蒋洲者上書督府言註説日本使禁戢諸夷毋内犯宗憲遣洲行以諸生陳可願副之至五島直邀入為言日本方乱往無為也誠令我輩得自帰無難倭矣遂遣養子毛臣同可願還具白直語而傳送洲至豊後島其島主留洲稍為傳諭諸島居二歳乃遣僧徳陽及夷目四十人随洲来入貢直亦許倶至而宗憲亦遣毛臣帰報直所以遊説百端至是直乃来御史王本固疏言不宜招直異議閧然直至覚有異乃先遣王激入見宗憲曰吾等奉招而来云云令居獄中俟令疏聞詔誅直

慕齊文集三巻ヲ荅對馬島主書云

云又得南辺守將所報云有日本國船漂海到泊説称五島守官使送押領貴國漂流人十九名泛海指向貴國而来忽被風顛海暗迷失旧路漂到于此亦已轉啓行當来京但不知果因風漂而至此欤抑故違約例不由貴島不受文引別向新路而来欤未及究詰得其本情然違約之罪雖所當責向閑溟海護治漂民而至其義甚嘉彼以其誠我不得不以誠報之以為有罪功亦足以掩之義不可拒而不納固宜優禮遣還然不受文引擅由新路深犯嚴約法所難恕終當重責而送諭以後更犯約當論以賊倭不饒丁寧勅遣則彼豈不悔惧自沮乎早観姜行恭寫示之圖皆妄謬非實何関利害然當按法究治以正譸張啓釁之罪足下其勿深憂且済州本古耽羅巨國土地甚廣人民甚衆地險兵強四面鐵壁如削只有一路僅泊舟舡往者

百年前海冦充斥不得一犯彼五島之人縦懐不善之意非所憂也足下其亦勿以為慮而況五島邈在遐遠之境貴島為我國藩障而當其前彼雖欲為犯竊之計前畏我兵之威靨後忌貴島之遮截進無所泊退無所止茫茫大洋孤懸無依豈不怕死而肆然為猖獗之謀乎惟足下量之餘冀順序千萬自重不宣。同巻に對馬島通諭書契云云五島倭人雖無文引救恤漂民而至義不可拒不得已姑待之後若無文引而来則嚴絶不納之。登壇必究二十二巻日本國圖に肥前州五島あり。享和武鑑中巻に五島大和守盛運（柳間朝散大夫）一万二千六百石在所肥前松浦郡五島（江戸より三百九十五里余。江戸より大坂まで陸百三十二里。大坂より海上二百六十三里。）當所差出之高先祖代々五島氏領之なりけり。さて柳園随筆に平戸の西南に大島五ッあり因て後世五島と云則古の大近なり小島數十其左右に連りまでて田畠なくたゞ人家海濱に在て漁夫のみなり海深くして諸漁に便よし山ハ岩石聳て平地少しといへども諸木繁茂して薪樵をするに堪あり因て浦々も富て民家多し足利家衰乱の比ハ海賊ども多く此島に集りて度々明國を侵せし事彼國の書どもに見えあり此島ハ皇國の西に極まりて彼國とは海水一帯を隔あるのみにして甚近しと云（扶桑紀勝に五島ハ昔呉国につけて故に呉島といふ大小二十許島あり其間三町或十六間或三里あり其中の大者五にかぎらば五島と名づくべき）

やうなし土産ハウニスルメ材木薪舵等なり民家をつく
るに必大材を用ふ颶風あらかりしきが故なり民俗甚淳
朴なり又瘡を病ふものあれば山野に出して瘡をやむことま
ぎるれぎなり又五島の内にいつく山と云處あり則領主
の舘ある所なり深江と云所より四里あて地つゞきなり
イツク山の功徳寺と云寺より深江の大円寺と云寺に柚
の木を移しうゑしより深江に柚木なりしがゆゑなりとある
に柚ノ木深江に来りて橙となる又イツク山に橙なりし故
に深江よりイツク山に橙を移しうゑしが皆柚となれ
て是土地の別るる故にや橘淮を越て北されば枳となる
るより周礼に見えたるもかゝる事なるべしとあり五島則古の値嘉島なれば
別に挙べきにあらねど後世値嘉の内をうけて種々名も
ある事なれば今の唱へに因て又一件として此所に挙つ
五島を呉島の意とするハいさゝかいかゞなり図書編
日本國ノ図にも五山相錯而生総名ニ五島などもいひて其数
五ツなることはずいぶんなきものなるや委き
ことハなかりされはても考ふべし

○悼（イタベ）大島

海東諸國記に肥前州貞茂己丑年遣使来朝書称五島悼大
島太守源朝臣貞茂以宗貞國請接待居五島源勝管下徴者
とあり悼大島ハ伊多美駐於保志麻とよむべし名義いま
だ考へ得ず摂津國にも伊丹といふ處あり天明九州圖など按ずるに五島深
江の西南にイタベノ大島あり又其東に小イタべといふもあり是なるべ
し小島ながら人家のある處と聞ゆ元禄圖に松浦郡大島
二ツあり此内一ツハ此島をいふならんか考ふべし

○玉浦

海東諸國記に肥前州源茂丁亥年遣使来賀雨花舎利書称

五島玉浦守源朝臣茂居五島源勝管下徵者とあり 和名抄六巻に下総国逦瑳郡珠浦 玉浦は多万飫宇良とよむべし。名義は珠玉など出せし處にて負せたるべし 三代實録値嘉島件に其海濱多奇石或鍛練得銀或琢磨似玉唐人等好取其石不暁土人などもあり。さて玉浦と云は東国にも有て景行天皇紀にも見えたり近世の人彼杵郡長崎を瓊浦といふはいとしらしまでうつせる名にもあらぬか又ことよりも異なる口けもあるかありしぞ さて日本道中行程細見記に五島の白石。玉浦とある王浦は玉浦なるべし 玉の字の點を書そらもりときこゆ

○日島

海東諸國記に肥前州藤原盛己丑年遣使来朝書称五島日島太守藤原朝臣盛以宗貞國請接待居五島源勝管下徵者とあり。日島は比志麻とよむべし。名義はまだ考へず 火なとしじめ出る處にて初に火島といひけむを後に日島と改めしゝるにもあらぬにや 天明九州圖を按ずるに五島鳴島(ナルシマ)の北クシ島の西南に日島あり 深江より北北なり 若松よりは西にゝたる是なるべし 天智天皇紀に十一年十一月癸卯對馬國司遣使於筑紫大宰府言月生二日沙門道文筑紫君薩野馬韓嶋勝娑婆布師首磐四人從唐来曰唐國使人郭務悰等六百人送使沙宅孫登等一千四百人總合二千人乗船四十七隻倶泊比智島相謂之曰今吾輩人船数多忽然到彼恐彼防人驚駭射戦乃遣道文等豫稍披陳来朝之意とある比智島は此日島の事にはあらぬかまた比智島は聖武天皇紀に色都島とある處にてもあらむかなかなかよく考ふべし 元禄圖を按ずるに松浦郡に日島と云物は見えず

○宇久島(ウクシマ)

海東諸國記ニ肥前州源勝乙亥年遣使来朝書称五島宇久守源勝受圖書約歳遣一二船丁丑年以刷還我漂流人特加一船居宇久島総治五島有麾下兵圖書編ニ肥前州鳥苦とあり。宇久ハ千俣ともいふべし。名義ハまづ考へずとし滯の うつそう すまても有ひりさて扶桑紀勝五巻ニ五島の内ニ宇久島より高三千石あり最東ニあり初宇久大和守是島を領す後ニ悉く五島を領せり今の領主五島氏ハ宇久大和守の子孫なり。享和武鑑ニ交代御寄合表御礼衆云云五島清和源氏宇久本國肥前五島右膳運龍柳之間三千石在所肥前國五島松浦郡富江。今五島家の居城ハ深江方ニ在て宇久島ニそあらん元禄圖村名ニ宇久島といハ見えず

○乃路島

圖書編日本國圖五島の件ニ乃路とあり。乃路ハ那留とよむべし。名義ハまづ考へずとし迫門など鳴ル處ありて負せたる三代實録廿九巻ニ肥前國鳴神云云とあるハそしう、りのナル島のナルニよれる神名などもそあらぬにやさて天明の九州圖を按ずるニ五島田浦の東ニ菜留島とてあり是と聞ゆ。さて元禄圖郷村の名ニ鳴島と云ハ見えぞ地理のことなどいなかりきれてもかむりへさぶむべくあらむ

○関王祠

圖書編日本國圖（五島の件に）關王祠あり（乃路の辺なり）常足按ずるに
此関王祠はかの國にて三國の時の關羽を祭れる社と聞
ゆ中古已来彼國人是を関帝とも関王とも号して往々に
祭ると云ふことなれども夫に准へて祭初めたるか彼國人の
此島に逍隠せし比なとにも祭りてしにてもあるべし委き
事はいまだ考へず（日本道中行程細見記に五島玉浦あり是関王祠ありし處にもあらぬか考ふべし）
（玉浦とせしは誤れるか）祭日の事また祭のうへなりひの事はまだ
くはしくきゝ得ずして記しおくは甚かしきことなれどもすな
む

○倭高家

圖書編五十巻日本國序（五島の件に）倭齊家又五島圖に倭高家
小頭目佳此とあり。倭齊家は（序の處にも倭齊家とあて高字は誤なるべし）手志
加とよむべし（名義は重て考ふべし）天明九刕圖に五島宇久島の
西にヲシカ島あり（圖書編図に倭齊家の外に和十家と云物一ツあるは文字を書替るより紛きて二ツに成まるそのなそ故に序件には和十家を挙けそ）なほよく考ふべし

○通記

圖書編日本國圖（五島の件に）週記あり（序の處にも通記とあて）通記は都支
とよむべし（週字誤ときこゆ）名義いまだ詳ならずて（日島によむうへ月島などゝ云う考ふべし）天明九州圖を按ずるに五島深江の北にトキあり
是なるべし（トとツとは常に親しく通はし云なり）重て按ずるに初に挙たる

日島といふも月の字あやまれるとのみにて此通記と同物にもあらぬに考ふべし

○詁哈嗟

圖書編日本國圖（五島の件）に詁哈嗟あり。詁哈嗟は波加多とよむべし。名義は筑前の博多よりうつれるならむ（同書に筑前の博多は法哈嗟とあり詁又倭を八と唱ふる事彼国の書に例多し）元禄圖にも博多などいへる地名五島に見えずとも一村内の字にもあるかそいはまだ委くもらむかへしども（しは筑前の博多をとりちがへておゝにいだせるなどにもあらぬ）なほよく考ふべし

○衣屋奴窓

圖書編日本國圖（五島の件）に衣屋奴窓とあり。衣屋奴窓は伊乎詁米とよむべし。名義は魚眼に由ありて負せさるべし（ウヲをイヲとも唱へたりしこと中ごろの物語そのなどに多く見ゆ）さて天明の九刕圖を按ずるに五島宇久島の南に魚目と云處あり是も一所の字などなるべし。元禄村名帳にも見えずなほよくかむがふべし

男島

和漢三才圖會に肥前國五島与平戸之間十八里巽有男島女島。圖書編日本國圖に男島あり。登壇必究二十二巻日本國圖に肥前州男島あり衣島あり衣は女の誤なるべし（和十）

家の東種島北にして有馬の西平戸南に有男島は表志麻とよむべし名義は女島に對へて負せたるべし扶桑紀勝五巻に肥前國五島の南に女島男島とてちひさき島ふたつあり是則唐船紅毛船のとをる海路なり五島よりも四十八里薩摩よりも四十八里ありて五島につけて人家などもある處ときこゆいまだくはしくもあらねど

○女島(メジマ)

圖書編日本國圖に女島ありて五島と種島との間にありて男島とも其間數里放れるが如くなれども是は圖の麁略にて同所なるべし其趣上にも引きしごとく扶桑紀勝の説にてしらる女島は米志

麻とよむ凡そ物の二つならべるに女男の名を負せる事例おほしさて扶桑紀勝に肥前國五島の南に女島男島とて云云女島を唐人は里順馬といふめりて三里あり此島に鷹大神社あり其下に大神の平といふ處ありと見えたり此二島の事は貝原翁の説をかきて外にたる物に見あたりたることなしまことに此翁にあらずしてはからまなびの人かゝる事まで心のゆきとゞきるはをさをさあらじとぞおもふ此島々は皇國の内にしても殊更に海路はるかに隔りて書にも人傳にもきくことかたき處なれどもかへす〳〵も今一きは委くそめしてしるしおかまほしけらざるになむ

○櫏野

延喜式に肥前國櫏野牛牧あり。櫏野は鮭加幾乃とよむべ
きか。字書に櫏、且連切木名、梠櫏まし、梠櫏木出交趾子如鶏
子まし、本草和刻本の終に君遷子今案左留可岐(サルガキ)。信濃甚多と
あり 本草にも君櫏子一名梬棗一名牛奶柹君遷子之始見于左思呉都賦而著其形于劉欣期交州記名義莫詳梬棗其形似棗而軟也司馬光名苑云君遷子似馬奶即今牛奶柹也以形得名崔豹古今注云牛奶柹即梬棗葉如柹子亦如柹而小云云とあり 又本朝食鑑に俗称蒲萄柹或称猿柹味雖佳不為
用也とも見えて筑紫にて山柹とも野柹ともガラガラガキとも云
そのなゑ ガラガラガキと云名は此柹實は細くして鈴の如くにかさまりてなるをのたれど云なるべし
されどおそらく筑紫人の方言に因て野柹とよみつ。さて
九刕圖に五島魚目の辺にノガキと云島あり式に載たる
當國の牧どもいづれも離島に置きたる趣に聞ゆれど、と
し是にても右むかと思へるまゝにおひて此處にあげて
後の考をまつものなり ノガキとあるは野柹野島と云をちゞき志りとなへあるなるむか

衣島(エノシマ)

登壇必究二十二巻日本國圖に肥前州男島衣島などあり
衣島は衣乃志麻とよむ處し 女島の誤ならむと思へりしはひろし 九刕圖に
五島の東に平島江島黒島大島などつらね挙たり元禄村
名帳にも衣島と云は見えず 圖に長十八町横十二町

太宰管内志 肥前之六

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan